

地域生活支援拠点等の整備（北区）

当日配付資料

【北区における整備の状況】

機能	実施主体・内容等
①相談（緊急時の相談）	<p>【平日の対応】</p> <ul style="list-style-type: none">●王子障害相談係、●赤羽障害相談係、●滝野川地域障害者相談支援センター、●障害者基幹相談支援センター、●障害者地域活動支援室（支援センターきらきら）・緊急時に必要なサービスの相談支援やコーディネート <p>【夜間・休日の対応】</p> <ul style="list-style-type: none">・土日、夜間等において、火事や虐待、介護者の緊急入院などにより、警察や消防、医療機関などから区役所巡視室に連絡が入った場合、障害福祉課職員が②の緊急一時保護事業のコーディネートを実施している。
②緊急時の受入れ・対応	<p>【北区障害者（児）緊急一時保護事業】</p> <ul style="list-style-type: none">・区内短期入所5事業所に委託して実施（合計定員27名）●飛鳥晴山苑（14名）、●ドリームステイ（6名）、●ショートステイぶりっく（3名）、●ファミリーららら（2名）、●らららたきのがわ（2名）
③体験の機会・場（体験宿泊）	<ul style="list-style-type: none">●らららたきのがわ（R3.3～）（これまでの実績3名）●飛鳥晴山苑（R4.4～）（これまで実績なし）
④専門的人材の確保・養成（重度障害者、医療的ケア児・者への対応）	<ul style="list-style-type: none">●らららたきのがわ・グループホームと医療機関との連携に関する勉強会・講演会の実施（予定）・医療機関、訪問看護ステーション等との定例ケース検討会の開催（開始）
⑤地域の体制づくり	<ul style="list-style-type: none">●障害福祉課等・サービス提供体制の確保（施設の整備誘導）・地域の社会資源の連携体制の構築（自立支援協議会・専門部会や、事業所連絡会の開催等）・自立支援協議会における報告、検討

令和5年1月30日

北区自立支援協議会（北区障害福祉課）